

様式第2号（第5条関係）

令和5年4月4日

派遣成 果 報 告 書

有田市議会議長様

議員氏名 上山寿示



有田市議会の議員派遣に関する要綱第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

研修名	議員の発言権（基礎編）（活用編）
活用編研修期間	令和5年3月28日(火)～年月日()
研修場所	1 全国市町村国際文化研修所（大津） 2 市町村職員中央研修所（千葉） 3 地方議員研究会（ ） 4 その他（ ）
研修の成果	別紙のとおり

※ 「研修の成果」は研修内容や所感などを具体的に別葉に作成して添付してください。

※ 研修先から交付される「終了証」等を添付してください。

今回 地方議会研究所の 廣瀬和彦先生の議員の発言について、基礎編、応用編を受講してきました。午前の基礎編においては、議員の発言権自由の原則（議員が誰からも拘束されずに自由に発言できること）についての発言の内容について、様々な事例をもとに、詳しく説明されました。

例えば発言は何でも許されるわけではなく、制約があり

地方自治法 132 条、普通地方公共団体の議会の会議または委員会においては、議員は無礼の言葉を使用し、または他人の私生活にわたる言論をしてはならない、と定められています。

その条例の法意は会議においては公の問題を議論する場であり、議事に関係のない個人の問題を議論するべくなく、無礼な言葉や私生活にわたる言論や人身攻撃によって議会の秩序が失われるのを防ごうとすることされています。

議員の発言に対する法的責任

①正当な職務行為による発言に対する責任

②違法な職務行為による発言による責任

議員の発言によるいくつかの例を取り上げ詳しく説明していただき、議員の発言の重大さを、いまあらためて痛感しました。

不穏当、不規則発言に対しては名誉棄損罪や侮辱罪にもかかる事になるので、新聞、雑誌の記事を引用するときは、きちんと根拠を持って発言しなければならない。

国会議員は憲法51条で免責特権があるが地方議員においては規定がない

また不穏当発言に対する取り扱い、発言、質問、質疑、討論についての説明がありました

午後からは議員の発言権（活用編）効果的な質問、質疑のチェックポイントとしての講座

質問の意義

- ①質問 議員が特定の議案とは関係なく当該団体の行政事務全般として口頭で執行機関の見解を求めること
- ②質疑 議題となった案件についての疑問点を提出者に聞くこと

発言の種類

一般質問、代表質問、緊急質問、関連質問、文書質問

一般質問において一括質問、一括答弁から一問一答が増えた来ている。聞き手が会話のようではないようが分かりやすいとのことで効果的な質問を行うにあたってポイントとして11個の注意点

- ①当該地方公共団体における施策や事業の取組や進捗状況、実施期間、方針予定だけを確認する
- ②多数の論点を入れすぎた質問
- ③質問議員の選挙区等の個別的、地域的事項に基づく質問
- ④根拠や証拠のない質問

- ⑤当該地方公共団体が関与できない事務に関する質問
- ⑥議員としての政治信条の表明、自らの思いの表明のみに終始する質問
- ⑦何を質問したいのか分からぬ質問
- ⑧先進地の事例を取り入れる事を洋右給する質問
- ⑨住民からの要望意見をそのまま本会議で述べる質問、住民の意見要望が出ない質問
- ⑩執行機関の答弁に毎回お詫びを述べる
- ⑪時間ぎりぎりまで質問する
また質問の情報源として
 - ①日々の議員活動における自治体の現況やまちの人の声
 - ②執行機関からの資料
 - ③インターネットによる情報
- また予算における質疑のポイントなど①から⑫

今回の講座は的確なアドバイス、と事例での説明、発言のポイントなどものすごく勉強になりました。
発言の重大さ、質問の角度、動かし方、情報収集、今後の議員活動にとって活かしていきたいと思います。